

表 ○平成二十四年総務省告示第四百三十五号（広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備の技術的条件を定める件）の一部を改正する告示案 新旧対照
（傍線部分は変更部分）

改正案	現行規定
<p>一 直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 隣接チャネル漏えい電力は、次のとおりであること。</p> <p>(一) 基地局の送信装置</p> <p>(1) チャネル間隔が五MHzのもの</p> <p>搬送波の周波数から(±)五MHz離れた周波数を中心とする(±)二・四MHzの帯域内に輻射される平均電力が、七デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。平均電力の値について、以下同じ。)以下</p> <p>(2) チャネル間隔が一〇MHzのもの</p> <p>搬送波の周波数から(±)一〇MHz離れた周波数を中心とする(±)四・七五MHzの帯域内に輻射される平均電力が、三デシベル以下</p> <p>(3) チャネル間隔が二〇MHzのもの</p> <p>搬送波の周波数から(±)二〇MHz離れた周波数を中心とする(±)九・七五MHzの帯域内に輻射される平均電力が、六デシベル以下</p> <p>(4) (1)から(3)までの複数の搬送波を一の送信装置から同時に発射するもの</p> <p>ア 同時に発射する複数の搬送波の周波数のうち最も高い周波数より高い周波数においては当該最も高い周波数の搬送波、最も低い周波数より低い周波数においては当該最も低い周波数の搬送波に関する(1)から(3)までの許容値を満たすこと。</p> <p>イ 同時に発射する複数の搬送波の間の周波数範囲においては、各搬送波に関する(1)から(3)までの許容値(複数の搬送波のうち、一の搬送波に関する(1)の帯域、(2)の帯域又は(3)の帯域と他の搬送波に関する(1)の帯域、(2)の帯域又は(3)の帯域が重複する場合)あつては、当該一の搬送波に関する(1)から(3)までの許容値又は当該他の搬送波に関する(1)から(3)までの許容値)を満たすこと。</p> <p>(二) (三) (略)</p> <p>3 帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、次のとおりであること。</p>	<p>一 直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 隣接チャネル漏えい電力は、次のとおりであること。</p> <p>(一) 基地局の送信装置</p> <p>(1) チャネル間隔が五MHzのもの</p> <p>搬送波の周波数から(±)五MHz離れた周波数を中心とする(±)二・四MHzの帯域内に輻射される平均電力が、七デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。平均電力の値について、以下同じ。)以下</p> <p>(2) チャネル間隔が一〇MHzのもの</p> <p>搬送波の周波数から(±)一〇MHz離れた周波数を中心とする(±)四・七五MHzの帯域内に輻射される平均電力が、三デシベル以下</p> <p>(3) チャネル間隔が二〇MHzのもの</p> <p>搬送波の周波数から(±)二〇MHz離れた周波数を中心とする(±)九・七五MHzの帯域内に輻射される平均電力が、六デシベル以下</p>
<p>3 帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、次のとおりであること。</p>	<p>3 帯域外領域における不要発射の強度は、次のとおりであること。</p>

(一) 基地局の送信装置

チャンネル間隔	搬送波の周波数からの差の周波数の絶対値 (f)	任意の1MHzの帯域幅における平均電力
五MHz	七・五MHz以上二二・二五MHz未満	次の式による値以下の値 — 15—1.4 × (f—7.5) デシベル
	一一・二五MHz以上二二・五MHz未満	(一)二二デシベル以下の値
一〇MHz	一五MHz以上二五MHz未満	(一)二二デシベル以下の値
二〇MHz	三〇MHz以上五〇MHz未満	(一)二二デシベル以下の値

注1 fの単位はMHzとする。

2) 一の送信装置から複数の搬送波を同時に発射する送信装置にあつては、次に掲げる許容値を満たすこと。

(一) 同時に発射する複数の搬送波の周波数のうち最も高い周波数より高い周波数においては当該最も高い周波数の搬送波、最も低い周波数より低い周波数においては当該最も低い周波数の搬送波のチャンネル間隔(当該搬送波の周波数を使用する無線局の無線設備のチャンネル間隔をいう。以下同じ。)に応じたこの表の許容値を満たすこと。

(二) 同時に発射する搬送波の間の周波数範囲においては、各搬送波に関するこの表の許容値(複数の搬送波のうち、一の搬送波のチャンネル間隔に応じたこの表の周波数範囲と他の搬送波のチャンネル間隔に応じたこの表の周波数範囲が重複する周波数範囲にあつては、当該一の搬送波のチャンネル間隔に応じたこの表の許容値又は当該他の搬送波のチャンネル間隔に応じたこの表の許容値)を満たすこと。ただし、当該同時に発射する搬送波のうち、一の搬送波のチャンネル間隔に応じたこの表の周波数範囲と他の搬送波に関する第二号(一)の帯域、(2)の帯域又は(3)の帯域が重複する場合は、この限りでない。

(一) 基地局の送信装置

チャンネル間隔	搬送波の周波数からの差の周波数の絶対値 (f)	任意の1MHzの帯域幅における平均電力
五MHz	七・五MHz以上二二・二五MHz未満	次の式による値以下の値 — 15—1.4 × (f—7.5) デシベル
	一一・二五MHz以上二二・五MHz未満	(一)二二デシベル以下の値
一〇MHz	一五MHz以上二五MHz未満	(一)二二デシベル以下の値
二〇MHz	三〇MHz以上五〇MHz未満	(一)二二デシベル以下の値

注 fの単位はMHzとする。

(二)・(三) (略)

4 スプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次のとおりであること。

(一) 基地局の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が (一) 一三デシベル以下の値
一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が (一) 一三デシベル以下の値
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が (一) 一三デシベル以下の値
一、〇〇〇MHz以上二、五〇五MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が (一) 一三デシベル以下の値
二、五〇五MHz以上二、五三五MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が (一) 四二デシベル以下の値
二、五三五MHz以上(注)	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が (一) 一三デシベル以下の値

注1 チャンネル間隔が五MHzの無線設備にあつては離調周波数が一二・五MHz以上、チャンネル間隔が一〇MHzの無線設備にあつては離調周波数が二五MHz以上、チャンネル間隔が二〇MHzの無線設備にあつては離調周波数が五〇MHz以上となる周波数帯に限り、表の下欄に掲げる値を適用する。

2 一の送信装置から複数の搬送波を同時に発射する送信装置にあつては、次に掲げる許容値を満たすこと。

(一) 同時に発射する複数の搬送波の周波数のうち最も高い周波数より高い周波数においては当該最も高い周波数の搬送波、最も低い周波数より低い周波数においては当該最も低い周波数の搬送波に関するこの表の許容値を満たすこと。

(二) 同時に発射する搬送波の間の周波数範囲においては、各搬送波に関するこの表の許容値(複数の搬送波のうち、一の搬送波のチャンネル間隔に応じた注1の周波数範囲と他の搬送波のチャンネル間隔に応じた注1の周波数範囲が重複する場合にあつては、当該一の搬送波に関するこの表の許容値又は当該他の搬送波に関する

(二)・(三) (略)

4 スプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次のとおりであること。

(一) 基地局の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が (一) 一三デシベル以下の値
一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が (一) 一三デシベル以下の値
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が (一) 一三デシベル以下の値
一、〇〇〇MHz以上二、五〇五MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が (一) 一三デシベル以下の値
二、五〇五MHz以上二、五三五MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が (一) 四二デシベル以下の値
二、五三五MHz以上(注)	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が (一) 一三デシベル以下の値

注1 チャンネル間隔が五MHzの無線設備にあつては離調周波数が一二・五MHz以上、チャンネル間隔が一〇MHzの無線設備にあつては離調周波数が二五MHz以上、チャンネル間隔が二〇MHzの無線設備にあつては離調周波数が五〇MHz以上となる周波数帯に限り、表の下欄に掲げる値を適用する。

するこの表の許容値)を満たすこと。ただし、当該同時に発射する搬送波のうち、一の搬送波のチャネル間隔に応じた注1の周波数範囲と他の搬送波に関する第二号(一)(1)の帯域、(2)の帯域若しくは(3)の帯域又は当該搬送波のチャネル間隔に応じた第三号(一)の表の周波数範囲が重複する場合は、この限りでない。

- 5 送信装置の空中線電力は、次のとおりであること。
 (二) (三) (略)

- (一) (略)
 (二) 陸上移動局の送信装置

- (1) 通信の相手方の基地局の送信空中線の絶対利得が一七デシベル以下の場合

送信空中線の絶対利得	送信装置の空中線電力
二デシベル以下	四〇〇ミリワット以下(注1)
二デシベルを超え五デシベル以下(注2)	四〇〇ミリワット以下(注2)
五デシベルを超え一〇デシベル以下(注3、注4)	二〇〇ミリワット以下
一〇デシベルを超え二〇デシベル以下(注4)	二〇〇ミリワット以下
二〇デシベルを超え二三デシベル以下(注4)	一〇〇ミリワット以下
二三デシベルを超え二五デシベル以下(注4)	六三ミリワット以下

注1 中継を行う陸上移動局の送信装置にあつては、陸上移動局(中継を行うものを除く)から基地局への送信(陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む)を中継する場合には、送信する電波の空中線電力の総和の値が四〇〇ミリワット以下、基地局から陸上移動局(中継を行うものを除く)への送信(陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む)を中継する場合に送信する電波の空中線電力の総和の値が二〇〇ミリワット以下であること。

- 5 送信装置の空中線電力は、次のとおりであること。
 (二) (三) (略)

- (一) (略)
 (二) 陸上移動局の送信装置

- (1) 通信の相手方の基地局の送信空中線の絶対利得が一七デシベル以下の場合

送信空中線の絶対利得	送信装置の空中線電力
二デシベル以下	四〇〇ミリワット以下(中継を行うものであつて、陸上移動局と通信を行う場合にあつては、二〇〇ミリワット以下)
二デシベルを超え五デシベル以下(注1)	四〇〇ミリワット以下(注1)
五デシベルを超え一〇デシベル以下(注2、注3)	二〇〇ミリワット以下
一〇デシベルを超え二〇デシベル以下(注3)	二〇〇ミリワット以下
二〇デシベルを超え二三デシベル以下(注3)	一〇〇ミリワット以下
二三デシベルを超え二五デシベル以下(注3)	六三ミリワット以下

2| 等価等方輻射電力は二八デシベル（二ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

3| 送信空中線の絶対利得が五デシベルを超え一〇デシベル以下の陸上移動局の送信装置は、屋内又は電波の遮蔽効果が屋内と同等の場所での使用に限る。

4| 送信空中線の絶対利得が五デシベルを超える陸上移動局の送信装置は、別表に掲げる場所その他総務大臣が特に認める場所での使用に限り、当該場所以外に設置される基地局と通信を行わな

(2) (略)

(三) (略)

6~8 (略)

9| 陸上移動局（再生中継方式（受信した電波を復調し、変調し、及び増幅して送信する中継方式をいう。以下同じ。）以外の中継方式による中継を行うものに限る。）の無線設備の増幅度特性は、次のとおりとする。

(一) (三) (略)

二 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備

1 (略)

2 隣接チャンネル漏えい電力は、次のとおりであること。

(一) 基地局の送信装置

(1) チャンネル間隔が二・五MHzのもの

搬送波の周波数から(±)二・五MHz離れた周波数を中心とする(±)一・二五MHzの帯域内に輻射される平均電力が、三デシベル以下

(2) チャンネル間隔が五MHzのもの

搬送波の周波数から(±)五MHz離れた周波数を中心とする(±)二・五MHzの帯域内に輻射される平均電力が、三デシベル以下

(3) チャンネル間隔が一〇MHzのもの

搬送波の周波数から(±)一〇MHz離れた周波数を中心とする(±)五MHzの帯域内に輻射される平均電力が、三デシベル以下

五MHzの帯域内に輻射される平均電力が、三デシベル以下

注1 等価等方輻射電力は二八デシベル（二ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

2| 送信空中線の絶対利得が五デシベルを超え一〇デシベル以下の陸上移動局の送信装置は、屋内又は電波の遮蔽効果が屋内と同等の場所での使用に限る。

3| 送信空中線の絶対利得が五デシベルを超える陸上移動局の送信装置は、別表に掲げる場所その他総務大臣が特に認める場所での使用に限り、当該場所以外に設置される基地局と通信を行わな

(2) (略)

(三) (略)

6~8 (略)

9| 陸上移動局（中継を行うものに限る。）の無線設備が同時に送信可能な最大キャリア数は、三であること。

10| 陸上移動局（再生中継方式（受信した電波を復調し、変調し、及び増幅して送信する中継方式をいう。以下同じ。）以外の中継方式による中継を行うものに限る。）の無線設備の増幅度特性は、次のとおりとする。

(一) (三) (略)

二 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備

1 (略)

2 隣接チャンネル漏えい電力は、次のとおりであること。

(一) 基地局の送信装置

(1) チャンネル間隔が二・五MHzのもの

搬送波の周波数から(±)二・五MHz離れた周波数を中心とする(±)一・二五MHzの帯域内に輻射される平均電力が、三デシベル以下

(2) チャンネル間隔が五MHzのもの

搬送波の周波数から(±)五MHz離れた周波数を中心とする(±)二・五MHzの帯域内に輻射される平均電力が、三デシベル以下

(3) チャンネル間隔が一〇MHzのもの

搬送波の周波数から(±)一〇MHz離れた周波数を中心とする(±)五MHzの帯域内に輻射される平均電力が、三デシベル以下

五MHzの帯域内に輻射される平均電力が、三デシベル以下

(4) チャンネル間隔が二〇MHzのもの

搬送波の周波数から(±)二〇MHz離れた周波数を中心とする(±)

一〇MHzの帯域内に輻射される平均電力が、六デシベル以下

(5) (1)から(4)までの複数の搬送波を一の送信装置から同時に発射するもの

ア

同時に発射する複数の搬送波の周波数のうち最も高い周波数より高い周波数においては当該最も高い周波数の搬送波、最も低い周波数より低い周波数においては当該最も低い周波数の搬送波に関する(1)から(4)までの許容値を満たすこと。

イ 同時に発射する複数の搬送波の間の周波数範囲においては、各搬送波に関する(1)から(4)までの許容値(複数の搬送波のうち、一の搬送波に関する(1)の帯域、(2)の帯域、(3)の帯域又は(4)の帯域)と他の搬送波に関する(1)の帯域、(2)の帯域、(3)の帯域又は(4)の帯域が重複する場合にあっては、当該一の搬送波に関する(1)から(4)までの許容値又は当該他の搬送波に関する(1)から(4)までの許容値)を満たすこと。

帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、次のとおりであること。

(一) 基地局の送信装置

チャンネル間隔	搬送波の周波数からの差の周波数の絶対値	任意の一MHzの帯域幅における平均電力
二・五MHz	三・七五MHz以上六・二五MHz未満	(一)五・二五デシベル以下
五MHz	七・五MHz以上一二・五MHz未満	(二)一五・七デシベル以下
一〇MHz	一五MHz以上二五MHz未満	(一)二二デシベル以下
二〇MHz	三〇MHz以上五〇MHz未満	(二)二二デシベル以下

注 一の送信装置から複数の搬送波を同時に発射する送信装置にあっては、次に掲げる許容値を満たすこと。

(一) 同時に発射する複数の搬送波の周波数のうち最も高い周波数より高い周波数においては当該最も高い周波数の搬送波、最も低い周波数より低い周波数においては当該最も低い周波数の搬送波のチャンネル間隔に応じたこの表の許容値を満たすこと。

(4) チャンネル間隔が二〇MHzのもの

搬送波の周波数から(±)二〇MHz離れた周波数を中心とする(±)

一〇MHzの帯域内に輻射される平均電力が、六デシベル以下

帯域外領域における不要発射の強度は、次のとおりであること。

(一) 基地局の送信装置

チャンネル間隔	搬送波の周波数からの差の周波数の絶対値	任意の一MHzの帯域幅における平均電力
二・五MHz	三・七五MHz以上六・二五MHz未満	(一)五・二五デシベル以下
五MHz	七・五MHz以上一二・五MHz未満	(二)一五・七デシベル以下
一〇MHz	一五MHz以上二五MHz未満	(一)二二デシベル以下
二〇MHz	三〇MHz以上五〇MHz未満	(二)二二デシベル以下

(二) 同時に発射する搬送波の間の周波数範囲においては、各搬送波に
 関するこの表の許容値(複数の搬送波のうち、一の搬送波のチャネ
 ル間隔に応じたこの表の周波数範囲と他の搬送波のチャネル間隔
 に応じたこの表の周波数範囲が重複する場合にあっては、当該一の
 搬送波のチャネル間隔に応じたこの表の許容値又は当該他の搬送
 波のチャネル間隔に応じたこの表の許容値を満たすこと。ただし、
 当該同時に発射する搬送波のうち、一の搬送波のチャネル間隔に
 応じたこの表の周波数範囲と他の搬送波に関する第二号(一)(1)の帯
 域、(2)の帯域、(3)の帯域又は(4)の帯域が重複する場合は、この限
 りでなく。

4 スプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次のとおりである
 こと。

(一) 基地局の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
九kHz以上一五〇kHz未 満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が (一) 一三デシベル以下の値
一五〇kHz以上三〇MHz 未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力 が(一) 一三デシベル以下の値
三〇MHz以上一、〇〇 〇MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電 力が(一) 一三デシベル以下の値
一、〇〇〇MHz以上二、 五〇五MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が (一) 一三デシベル以下の値
二、五〇五MHz以上二、 五三五MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が (一) 四二デシベル以下の値
二、五三五MHz以上二、 六五五MHz未満(注1)	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が (一) 二二デシベル以下の値
二、六五五MHz以上	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が (一) 一三デシベル以下の値

注1 チャンネル間隔が二・五MHzの無線設備にあっては離調周波数が六・

(二) (三) (略)

4 スプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次のとおりである
 こと。

(一) 基地局の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
九kHz以上一五〇kHz未 満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が (一) 一三デシベル以下の値
一五〇kHz以上三〇MHz 未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力 が(一) 一三デシベル以下の値
三〇MHz以上一、〇〇 〇MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電 力が(一) 一三デシベル以下の値
一、〇〇〇MHz以上二、 五〇五MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が (一) 一三デシベル以下の値
二、五〇五MHz以上二、 五三五MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が (一) 四二デシベル以下の値
二、五三五MHz以上二、 六五五MHz未満(注)	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が (一) 二二デシベル以下の値
二、六五五MHz以上	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が (一) 一三デシベル以下の値

注 チャンネル間隔が二・五MHzの無線設備にあっては離調周波数が六・二

二五MHz以上、チャンネル間隔が五MHzの無線設備にあつては離調周波数が二・五MHz以上、チャンネル間隔が一〇MHzの無線設備にあつては離調周波数が二五MHz以上、チャンネル間隔が二〇MHzの無線設備にあつては離調周波数が五〇MHz以上となる周波数帯に限り、表の下欄に掲げる値を適用する。

2| 一の送信装置から複数の搬送波を同時に発射する送信装置にあつては、次に掲げる許容値を満たすこと。

(一) 同時に発射する複数の搬送波の周波数のうち最も高い周波数より高い周波数においては当該最も高い周波数の搬送波、最も低い周波数より低い周波数においては当該最も低い周波数の搬送波に関するこの表の許容値を満たすこと。

(二) 同時に発射する搬送波の間の周波数範囲においては各搬送波に関するこの表の許容値(複数の搬送波のうち、一の搬送波のチャンネル間隔に応じた注1の周波数範囲と他の搬送波のチャンネル間隔に応じた注1の周波数範囲が重複する場合にあつては、当該一の搬送波に関するこの表の許容値又は当該他の搬送波に関するこの表の許容値)を満たすこと。ただし、当該同時に発射する搬送波のうち、一の搬送波のチャンネル間隔に応じた注1の周波数範囲と他の搬送波に関する第二号(一)(1)の帯域、(2)の帯域、(3)の帯域若しくは(4)の帯域又は当該搬送波のチャンネル間隔に応じた第三号(一)の表の周波数範囲が重複する場合は、この限りでない。

5 送信装置の空中線電力は、次のとおりであること。

(一) (略)

(1) 通信の相手方の基地局の送信空中線の絶対利得が一七デシベル以下の場合

送信空中線の絶対利得	送信装置の空中線電力
四デシベル以下	二〇〇ミリワット以下(注3、注4)
四デシベルを超え一〇デシベル以下(注1、注2)	二〇〇ミリワット以下
一〇デシベルを超え二〇デシベル以下(注2)	二〇〇ミリワット以下

五MHz以上、チャンネル間隔が五MHzの無線設備にあつては離調周波数が二・五MHz以上、チャンネル間隔が一〇MHzの無線設備にあつては離調周波数が二五MHz以上、チャンネル間隔が二〇MHzの無線設備にあつては離調周波数が五〇MHz以上となる周波数帯に限り、表の下欄に掲げる値を適用する。

5 送信装置の空中線電力は、次のとおりであること。

(一) (略)

(1) 通信の相手方の基地局の送信空中線の絶対利得が一七デシベル以下の場合

送信空中線の絶対利得	送信装置の空中線電力
四デシベル以下	二〇〇ミリワット以下(注3、注4)
四デシベルを超え一〇デシベル以下(注1、注2)	二〇〇ミリワット以下
一〇デシベルを超え二〇デシベル以下(注2)	二〇〇ミリワット以下

二〇デシベルを超え二三デシベル以下 (注2)	一〇〇ミリワット以下
二三デシベルを超え二五デシベル以下 (注2)	六三ミリワット以下

注1 送信空中線の絶対利得が四デシベルを超え一〇デシベル以下の陸上移動局の送信装置は、屋内又は電波の遮蔽効果が屋内と同等の場所での使用に限る。

2 送信空中線の絶対利得が四デシベルを超える陸上移動局の送信装置は、別表に掲げる場所その他総務大臣が特に認める場所での使用に限り、当該場所以外に設置される基地局と通信を行わないこと。

3 再生中継方式による中継を行う陸上移動局の送信装置のうち、
 一の搬送波を放射するものにあつては空中線電力の値が二〇〇ミリワット以下、複数の搬送波を同時に放射するものにあつては送信する電波の一の搬送波当たりの空中線電力の値が二〇〇ミリワット以下であり、かつ、陸上移動局(中継を行うものを除く)から基地局への送信(陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む)を中継する場合に送信する電波の空中線電力の総和の値又は基地局から陸上移動局(中継を行うものを除く)への送信(陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む)を中継する場合に送信する電波の空中線電力の総和の値が六〇〇ミリワット以下であること。

4 再生中継方式以外の中継方式による中継を行う陸上移動局の送信装置にあつては、陸上移動局(中継を行うものを除く)から基地局への送信(陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む)を中継する場合に送信する電波の空中線電力の総和の値又は基地局から陸上移動局(中継を行うものを除く)への送信(陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む)を中継する場合に送信する電波の空中線電力の総和の値が二〇〇ミリワット以下であること。

(2) (略)
 (三) (略)
 6
 8

二〇デシベルを超え二三デシベル以下 (注2)	一〇〇ミリワット以下
二三デシベルを超え二五デシベル以下 (注2)	六三ミリワット以下

注1 送信空中線の絶対利得が四デシベルを超え一〇デシベル以下の陸上移動局の送信装置は、屋内又は電波の遮蔽効果が屋内と同等の場所での使用に限る。

2 送信空中線の絶対利得が四デシベルを超える陸上移動局の送信装置は、別表に掲げる場所その他総務大臣が特に認める場所での使用に限り、当該場所以外に設置される基地局と通信を行わないこと。

3 再生中継方式による中継を行う陸上移動局の送信装置にあつては、送信する電波の一キャリア当たりの空中線電力の値が二〇〇ミリワット以下であること。

4 再生中継方式以外の中継方式による中継を行う陸上移動局の送信装置にあつては、陸上移動局(中継を行うものを除く)から基地局への送信(陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む)を中継する場合に送信する電波の空中線電力の総和の値又は基地局から陸上移動局(中継を行うものを除く)への送信(陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む)を中継する場合に送信する電波の空中線電力の総和の値が二〇〇ミリワット以下であること。

(2) (略)
 (三) (略)
 6
 8

9 | 陸上移動局(中継を行うものに限る。)の無線設備が同時に送信可能な

9| 陸上移動局（再生中継方式以外の中継方式による中継を行うものに限る。）の無線設備の増幅度特性は、次のとおりとする。
別表（略）

最大キャリア数は、三であること。
10| 陸上移動局（再生中継方式以外の中継方式による中継を行うものに限る。）の無線設備の増幅度特性は、次のとおりとする。
別表（略）